

# 阿波の技能者「ものづくりの祭典」事業 仕様書

## 1 事業名

阿波の技能者「ものづくりの祭典」事業

## 2 業務の目的

徳島の優れた「技能者」や「ものづくり技術」に関する展示や、「ものづくり体験」を通じて、県民にもものづくりの「魅力」や「楽しさ」を発信するとともに、本県の未来を支える若い世代の、技能者をめざす動機付けや機運醸成を図る。

## 3 業務の委託期間

委託契約日から令和8年2月27日（金）までとする。

## 4 業務の内容

### (1) ものづくり体験、職業体験イベントの開催

- ・開催期間：令和7年11月1日（土）10:00～15:30
- ・実施対象：県内の小中学生、高校生
- ・開催場所：中央テクノスクール ろうきんホール（363 m<sup>2</sup>）、在職者訓練棟（203 m<sup>2</sup>）
- ・実施内容：ものづくり体験、職業体験を内容に含むイベントの開催
  - ・徳島県技能士会連合会 会員15団体の体験ブース（ろうきんホール、在職者訓練棟 実習場）
  - ・テクノスクール各訓練科の企画展示（在職者訓練棟 教室）
  - ・キッチンカー3台の出展調整（出展の詳細は県と協議の上決定）

### ア) イベント内容の企画立案

- ・ものづくり体験や職業体験を含むイベントについて、より効果的にPRができる内容を企画立案し、提案すること。イベント内容については県及び関係団体と協議の上、決定する。

### イ) イベント開催に向けた事前準備、実施

- ・イベント開催に向けた主催者及び関係団体との連絡調整を行うこと（日時、段取り、搬入などの調整等）。
- ・イベント参加団体対象の説明会を開催すること（日時、場所は県と協議の上決定）。
- ・イベントを周知する広報物（チラシ等）を作成し、イベントの事前告知を行うこと。
- ・イベントに使用する会場（ろうきんホール、在職者訓練棟）には、ブルーシートなどを敷くこと。
- ・イベント当日に向けた準備、運搬、会場での来場者の対応（事前予約制とする場合は

整理券の配布等来場者の整理作業を含む）、後片付け等、イベント開催に必要な業務をすべて行うこと。

#### ウ) テクノスクール各訓練科PR展示の企画立案

- ・より効果的にテクノスクールをPRができる展示形態・内容を企画立案し、提案すること。
- ・なお、展示内容の立案にあたっては県が保有するPR資材（※）や技能者の作品等も活用すること。（※）のぼり、ポスター、チラシ、ブース出展用テーブルクロス、横断幕、ロールアップバナー等
- ・県が用意する動画を上映すること。
- ・展示内容は県と協議の上決定するものとし、展示に使用する画像、テキスト等は発注者から提供する。

### （２） PRツールの作成

本県ものづくり産業の未来を支える若い世代の、技能者をめざす動機付けや機運醸成につなげるため、次のとおり、PRツールを作成すること。なお、詳細については、県と協議を行うこと。

- ・制作物：①ノベルティ（エコバッグ、文房具等）、②スタッフジャンバー
- ・数量：①2種類（各1,000個程度）、②10着
- ・仕様：県と協議の上、決定する
- ・納期：令和7年10月24日（金）

※①は、「ものづくりの祭典」イベント（令和7年11月1日）開催時に使用する。

### （３） 広報の実施

4（１）の「ものづくり体験、職業体験イベントの開催」の取組をマスメディアやWEBサイト等を活用して、周知・広報を行うこと。

## 5 成果物、提出期限及び納品場所

### （１） 成果物

#### ① 業務完了報告書

- ・紙媒体 2部（フルカラー、両面）
- ・電子媒体 CD-R 又は DVD-R ディスク 1枚

#### ② 4（２）において作成したPRツールの式

### （２） 納品期限

令和8年2月27日（金）

### （３） 納品場所

徳島県経済産業部産業人材課（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

## 6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な物品等を準備すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たって現状を十分調査の上、県と綿密な打合せを行いながら進めることとする。
- (3) 受託者は、必要に応じて、県の指示により事業の段階毎にその案を提出し、確認を受けた後、業務を進めることとする。
- (4) 県が所有するもので、業務の遂行に必要な資料や画像は受託者へ提供する。
- (5) この仕様書に明記されていない事項については、県と協議して定めるものとする。

## 7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 著作権について、受託者は、委託業務で作成した成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を徳島県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 本業務に使用する画像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 8 その他

- (1) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 取得した個人情報は、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議して決定するものとする。